

# 奈良市公報

号外第4号 令和4年4月告示等

令和5年6月20日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長

## 目次

### 告 示

月 日	番号	件 名	主 管
4 1	220	平成27年奈良市告示第207号（市長の権限に属する事務の補助執行）の一部改正	人事課
4 8	241	奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示	子育て相談課
4 14	256	奈良市開発指導要領の一部を改正する告示	河川耕地課
4 14	258	奈良市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱	介護福祉課
4 14	259	奈良市施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱	介護福祉課
4 14	260	奈良市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱	介護福祉課

### 公 平 委 員 会

月 日	番号	件 名
4 22	2	奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

### 公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
4 26	17	奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程	水道計画課

### 教 育 委 員 会

月 日	番号	件 名	主 管
4 20	5	奈良市教育委員会処務規則の一部を改正する規則	教育総務課

告

示

**奈良市告示第 220 号**

平成 27 年奈良市告示第 207 号（市長の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市長 仲川 元 庸

第 3 項中「使用料の徴収に関する事務」を「使用料（これらの用に供する財産の使用料を含む。）の徴収に関する事務（減免及び還付に関する事務を含む。）」に改める。

第 4 項の次に次の 2 項を加える。

- 5 教育委員会が所管する学校その他の教育機関（奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和 53 年奈良市教育委員会規則第 8 号）に規定する教育機関）に係る使用料（これらの用に供する財産の使用料を含む。）の徴収に関する事務（教育委員会に委任された事務を除き、減免及び還付に関する事務を含む。）
- 6 教育委員会がした地方自治法第 206 条第 1 項に規定する給与その他の給付に関する処分、同法第 229 条第 1 項に規定する分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分、同法第 231 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定による処分、同法第 238 条の 7 第 1 項に規定する行政財産を使用する権利に関する処分及び同法第 244 条の 4 第 1 項に規定する公の施設を利用する権利に関する処分について、それぞれの規定により市長に対して行われる審査請求に関する事務

（令和 4 年 4 月 1 日揭示済）

**奈良市告示第 241 号**

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 4 年 4 月 8 日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市子育て短期支援事業実施要綱（平成 7 年奈良市告示第 395 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

別表の 1 の表から 3 の表までの規定中「（みなし寡婦（夫）世帯を含む。）」を削る。

別記第 1 号様式中「（みなし寡婦（夫）世帯を含む。）」を削り、

- 「(5) みなし寡婦（夫）世帯にあつては、みなし寡婦（夫）世帯であることが分かる書類及び当該年度分（4 月から 6 月までの間の利用にあつては、前年度分）の市区町村民税課税証明書  
(6) 児童の健康状況等が分かる書類  
(7) その他市長が必要と認める書類」を  
「(5) 児童の健康状況等が分かる書類  
(6) その他市長が必要と認める書類」に改める。

別記第 4 号様式中「（みなし寡婦（夫）世帯を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 8 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市子育て短期支援事業実施要綱別記第 1 号様式及び第 4 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和 4 年 4 月 8 日揭示済）

**奈良市告示第256号**

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示

奈良市開発指導要領（昭和62年奈良市告示第230号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「大和川流域区域調整池技術基準」を「大和川流域調整池技術基準（平成30年3月奈良県県土マネジメント部河川課策定）」に改め、同項第2号中「宅地及びゴルフ場等開発に伴う調整池技術基準」の次に「（平成2年5月奈良県土木部河川課・奈良県治水砂防協会改訂）」を加え、同条第3項中「大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策施設指針」を「大和川流域防災調整池等技術基準（小規模開発雨水流出抑制対策）（平成30年3月奈良県県土マネジメント部河川課策定）」に改め、同条に次の1項を加える。

5 開発者は、大和川特定都市河川流域（令和3年国土交通省告示第1551号（特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件）において特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第2条第2項の特定都市河川流域の指定を受けた区域をいう。）の区域内で、0.1ヘクタール以上の土地について同法第30条に規定する雨水浸透阻害行為（以下「雨水浸透阻害行為」という。）を伴う開発事業を行うときは、同法第2条第6項に規定する雨水貯留浸透施設を設置するものとし、当該雨水貯留浸透施設の規模及び構造について市長と十分協議のうえ、同法第30条の規定による雨水浸透阻害行為の許可を受けて工事に着手するものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月14日から施行する。

（令和4年4月14日掲示済）

**奈良市告示第258号**

奈良市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月14日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、予算の範囲内において奈良市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例（昭和47年奈良市条例第23号）及び奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知。以下「実施要綱」という。）及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱（平成24年7月17日付厚生労働省発老0717第2号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）において使用する用語の例による。

（補助金の交付）

第3条 補助金の交付は、次条から第11条までに定めるもののほか、実施要綱及び交付要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱第2項第2号の対象事業のうち、次の事業とする。

- (1) 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業（以下「スプリンクラー設備等整備事業」という。）
- (2) 認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業（以下「防災改修等事業」という。）
- (3) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業（以下「換気設備設置事業」という。）

- (4) 高齢者施設等の非常用自家発電設備を整備する事業（以下「非常用自家発電設備整備事業」という。）
  - (5) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業（以下「防犯対策・安全対策強化事業」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
- (1) 既の実施している事業
  - (2) 他の補助制度により、当該事業の経費の一部又は全部に補助を受けている事業
  - (3) 防犯対策・安全対策強化事業については、ブロック塀等の撤去のみを行う事業（補助対象施設等）

第5条 補助金の交付対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）は、次に掲げる施設等とする。

- (1) スプリンクラー設備等整備事業
  - ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）
  - イ 有料老人ホーム
  - ウ 小規模多機能型居宅介護事業所
  - エ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - オ 通所介護（地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を含む。この号において同じ。）の事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に通所介護以外のサービスを提供している事業所
- (2) 防災改修事業
  - ア 認知症高齢者グループホーム
  - イ 小規模多機能型居宅介護事業所
  - ウ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - エ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
  - オ 認知症対応型通所介護事業所
- (3) 換気設備設置事業
  - ア 特別養護老人ホーム
  - イ 介護老人保健施設
  - ウ 介護医療院
  - エ 養護老人ホーム
  - オ 軽費老人ホーム
  - カ 認知症高齢者グループホーム
  - キ 小規模多機能型居宅介護事業所
  - ク 看護小規模多機能居宅介護事業所
  - ケ 有料老人ホーム
  - コ 短期入所生活介護事業所
  - サ 短期入所療養介護事業所
- (4) 非常用自家発電設備整備事業
  - ア 特別養護老人ホーム
  - イ 軽費老人ホーム
  - ウ 介護老人保健施設
  - エ 介護医療院
  - オ 養護老人ホーム
- (5) 防犯対策・安全対策強化事業
  - ア 特別養護老人ホーム
  - イ 軽費老人ホーム
  - ウ 介護老人保健施設
  - エ 介護医療院
  - オ 養護老人ホーム

- カ 有料老人ホーム
- キ 通所介護事業所
- ク 短期入所生活介護事業所
- ケ 短期入所療養介護事業所
- コ 地域密着型通所介護事業所
- サ 認知症対応型通所介護事業所
- シ 認知症高齢者グループホーム
- ス 小規模多機能型居宅介護事業所
- セ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ソ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

(交付の要件)

第6条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に補助対象施設等を有し、及び運営する事業者（運営する予定の事業者を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税（法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税とする。）を滞納していないこと。
- (2) 運営に当たって、関係する法令、条例等を遵守していること。

(補助対象経費及び交付額の算定方法)

第7条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び交付額の算定方法は、交付要綱第5項に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、防犯対策・安全対策強化事業の対象経費は、交付要綱第5項に定める対象経費のうちブロック塀の撤去に要する費用とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第8条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) 市税の滞納がないことの証明（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第9条 この要綱による補助金の交付の決定には、規則第6条第1項及び交付要綱第7項に定めるもののほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 交付要綱第7項第5号カの規定による報告は、消費税及び地方税法に係る仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により行うこと。
- (2) 補助対象事業者は、補助対象事業に着手した日の属する年度の3月31日までに補助対象事業を完了すること。
- (3) 事業者は、補助対象経費を重複して、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会又は日本船舶振興会の補助金を受けないこと。
- (4) スプリンクラー設備等整備事業については、スプリンクラー等の設置から8年以上、補助対象施設等の運営を継続して行うこと。
- (5) 防災改修等事業については、事業の完了から10年以上、補助対象施設等の運営を継続して行うこと。

2 市長は、補助対象事業者が前項各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(事業の変更・中止)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、規則第11条に規定する補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書に、必要に応じて第8条各号に掲げる書類を添付し、提出しなければならない

い。

(完了実績報告の添付書類)

第 11 条 規則第 14 条第 2 号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書 (別記第 5 号様式)
- (2) 事業実績報告書 (別記第 6 号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 14 日から施行する。

(奈良市既存小規模福祉施設等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 奈良市既存小規模福祉施設等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱 (平成 22 年奈良市告示第 461 号)
- (2) 奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱 (平成 23 年奈良市告示第 702 号)
- (3) 奈良市特別養護老人ホーム施設開設準備経費助成補助金交付要綱 (平成 26 年奈良市告示第 691 号)
- (4) 奈良市既存高齢者施設等の防犯対策強化事業補助金交付要綱 (平成 29 年奈良市告示第 92 号)
- (5) 奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金交付要綱 (令和元年奈良市告示第 427 号)
- (6) 奈良市高齢者施設等の安全対策強化事業補助金交付要綱 (令和 2 年奈良市告示第 373 号)
- (7) 奈良市高齢者施設等における換気設備設置事業補助金交付要綱 (令和 3 年奈良市告示第 575 号)

3 前項の規定による廃止前の奈良市既存小規模福祉施設等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱、奈良市認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金交付要綱、奈良市特別養護老人ホーム施設開設準備経費助成補助金交付要綱、奈良市既存高齢者施設等の防犯対策強化事業補助金交付要綱、奈良市高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業補助金交付要綱、奈良市高齢者施設等の安全対策強化事業補助金交付要綱及び奈良市高齢者施設等における換気設備設置事業補助金交付要綱 (以下これらを「廃止前の要綱」という。) の規定に基づき交付された補助金については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。

別記  
第1号様式(第8条関係)

申請額算出内訳書  
(スプリンクラー設備等整備事業)

(その1)

総事業費 (円)	算定基準による算定額						算定額合計 (B×C+ D+E+F) (円)	寄附金そ の他の取 入 額 (円)	対象経費の突 出予定額 (A-H) (円)	補助金の額 (円)
	面積 (㎡)	スプリンク ラー設備(1 ㎡あたり) (円)	自動火災報 知 設 備 (円)	消防機関へ通報 する火災報知設 備 (円)	消火ポン プユニット 等 (円)					
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	

- (注) 1 A欄には、スプリンクラー等整備費の額を記入すること。  
2 B欄の、延べ床面積については、小数点第1位を四捨五入すること。  
3 J欄には、A欄、G欄、I欄の金額を比較していずれか低い額を記入すること。

(その2)

申請額算出内訳書  
(防災改修等事業)

総事業費 (円) A	補助対象経費の実支出額 (円) B	寄附金その他の収入額 (円) C	差引額 (A-C) (円) D	補助金の額 (円) E

(注) 1 A欄には、防災改修等事業費の額を記入すること。  
2 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額を記入すること。

(その3)

申請額算出内訳書  
(換気設備設置事業)

総事業費 (円)	寄附金その 他の収入額 (円)	差引額 (A-B) (円)	交付基礎単価 (円)	整備面積 (㎡)	基準額 (D × E) (円)	対象経費支 出予定額 (円)	進定額 (FとGの 少ない方の額) (円)	補助所要額 (Cと Hの少ない方の 額) (円)	補助所要額 (円)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
			4,000						

(注) 1 A欄には、換気設備設置事業費の額を記入すること。  
2 E欄には、施設延べ床面積 (奈良市が必要と認めた面積) を記入すること。  
3 J欄には、1欄と内示の額を比較していずれか低い額を記入すること。

(その4)

申請額算出内訳書  
(非常用自家発電設備整備事業)

総事業費 (円) A	補助対象経費の実支出額 (円) B	書附金その他の収入額 (円) C	差引額 (A-C) (円) D	補助金の額 (国負担) (円) E	補助金の額 (市負担) (円) F

- (注) 1 A欄には、非常用自家発電設備整備事業費の額を記入すること。  
 2 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に2分の1を乗じた額を記入すること。  
 3 F欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に4分の1を乗じた額を記入すること。

(その5)

申請額算出内訳書  
(防犯対策・安全対策強化事業)

総事業費 (円)	補助対象経費の支出 額 (円)	寄附金その他の収入 額 (円)	差引額 (A-C) (円)	補助金の額 (国負担) (円)	補助金の額 (市負 担) (円)
A	B	C	D	E	F

- (注) 1 A欄には、ブロック塀等改修整備事業費の総額を記入すること。  
 2 B欄には、総事業費のうち、ブロック塀の撤去に要する費用の額を記入すること。  
 3 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/2を乗じた額を記入すること。  
 4 F欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/4を乗じた額を記入すること。  
 5 E欄とF欄の合計額は、内示による補助金額を限度とする。

第2号様式(第8条関係)

(その1)

事業計画書  
(スプリンクラー設備等整備事業)

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名称:

イ 運営法人:

ウ 所在地:

エ 定員数: 定員 人 (ユニット数: )

(2) 事業の目的及び効果

ア 目的:

イ 効果:

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係 ( 自己所有 ・ 借地 ) ※いずれかを○で囲んでください。

イ 建物の所有関係 ( 自己所有 ・ 借家 ) ※いずれかを○で囲んでください。

ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>

(2) 財源内訳

ア 補助金 円

イ 補助事業者負担金 円

(内訳) 寄附金 円

借入金 円

ウ 合計 円

(3) 施工期間

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

ア 入札結果及び契約締結報告書

イ 工事請負契約書 (原本写)

ウ 配置図、平面図 (部屋等ごとの面積が入ったもので、専有・共有部分を色分けにより明示したもの)、求積図

エ 設計図書等

オ 工事費等内訳書

カ 工事着工届 (写)

キ 工事工程表 (様式自由)

ク その他市長が必要と認める書類

(その2)

事業計画書  
(防災改修等事業)

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名称：

イ 運営法人：

ウ 所在地：

エ 定員数：定員 人 (ユニット数： )

(2) 事業の目的及び効果

ア 目的：

イ 効果：

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係 ( 自己所有 ・ 借地 ) ※いずれかを○で囲んでください。

イ 建物の所有関係 ( 自己所有 ・ 借家 ) ※いずれかを○で囲んでください。

ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>

(2) 財源内訳

ア 補助金 円

イ 補助事業者負担金 円

(内訳) 寄附金 円

借入金 円

ウ 合計 円

(3) 施工期間

ア 契約予定年月日 年 月 日

イ 着工予定年月日 年 月 日

ウ 竣工予定年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

ア 入札結果報告書

イ 配置図、平面図 (部屋等ごとの面積が入ったもので、専有・共有部分を色分けにより明示したもの)、求積図

ウ 設計図書等

エ 工事費等内訳書

オ 工事工程表 (様式自由)

カ その他市長が必要と認める書類

(その3)

事業計画書  
(換気設備等設置事業)

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 整備の状況

施設延べ床面積 (㎡)

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 ㎡
- イ 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収 (予定) 地の別)
- ウ 建物の面積 建築面積 ㎡、延面積 ㎡
- エ 建物の構造 ( 造 階建)

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 (補助対象) 円
- イ 主体工事費 (補助対象外) 円
- ウ 小計 円
- エ その他の工事費 円
- オ 合計 円

(3) 財源内訳

- ア 補助金 円
- イ 寄附金 円
- ウ 設置者負担金 円
  - (内訳) 一般財源 (自己資金) 円
  - 移行時積立金 円
  - 借入 (福祉医療機構) 円
  - 借入 (市中銀行・協調融資) 円
  - 借入 (市中銀行・その他) 円
  - 借入 ( ) 円
- エ その他 ( ) 円
- オ 合計 円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約 (予定) 年月日
- ウ 着工 (予定) 年月日
- エ 竣工 (予定) 年月日

オ 事業（供用）開始（予定）年月日

(5) その他参考事項

(添付書類)

ア 工事見積書の写し及び工事費費目別内訳書

イ 平面図及び立面図

ウ 各室ごとの面積を明らかにした表

エ その他参考となる資料

(その4)

事業計画書  
(非常用自家発電設備整備事業)

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名称：

イ 運営法人：

ウ 所在地：

エ 定員数：定員 人 (ユニット数： )

(2) 事業の目的及び効果

ア 目的：

イ 効果：

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係 ( 自己所有 ・ 借地 ) ※いずれかを○で囲んでください。

イ 建物の所有関係 ( 自己所有 ・ 借家 ) ※いずれかを○で囲んでください。

ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>

(2) 財源内訳

ア 補助金 円

イ 補助事業者等負担金 円

(内訳) 寄附金 円

借入金 円

ウ 合計 円

(3) 施工期間

ア 契約予定年月日 年 月 日

イ 着工予定年月日 年 月 日

ウ 竣工予定年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

ア 入札結果報告書

イ 配置図、平面図 (部屋等ごとの面積が入ったもので、専有・共有部分を色分けにより明示したもの)、求積図、面積按分表 (複合施設の場合)

ウ 設計図書等

エ 工事費等内訳書

オ 工事工程表 (様式自由)

カ その他市長が必要と認める書類

(その5)

事業計画書  
(防犯対策・安全対策強化事業)

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名称:

イ 運営法人:

ウ 所在地:

エ 定員数: 定員 人

(2) 事業の目的及び効果

ア 目的:

イ 効果:

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係 ( 自己所有 ・ 借地 ) ※いずれかを○で囲んでください。

イ 建物の所有関係 ( 自己所有 ・ 借家 ) ※いずれかを○で囲んでください。

ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>

(2) 財源内訳

ア 補助金 円

イ 補助事業者負担金 円

(内訳) 寄附金 円

借入金 円

ウ 合計 円

(3) 施工期間

ア 契約予定年月日 年 月 日

イ 着工予定年月日 年 月 日

ウ 竣工予定年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

ア 入札結果報告書

イ 配置図、平面図 (部屋等ごとの面積が入ったもので、専有・共有部分を色分けにより明示したもの)、求積図

ウ 設計図書等

エ 工事費等内訳書

オ 工事工程表 (様式自由)

カ その他市長が必要と認める書類

第3号様式(第8条関係)

別紙

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者 所在地

法人名

代表者名

印

は、奈良市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金の交付申請に当たり、対象設備設置から処分制限期間(厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について(会発第0417001号平成20年4月17日付厚生労働省大臣官房会計課長通知)別添厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準第3の2(1)に該当する場合を除く。)を超えて施設の運営及び管理を行うことを誓約します。

第4号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者 住 所  
法人名  
代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 事業実績報告による精算額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額) 金 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第5号様式 (第11条関係)

(その1)

精算額算出内訳書  
(スプリンクラー設備等整備事業)

総事業費 (円)	算定基準による算定額					算定額合計 (B × C + D + E + F) (円)
	面積 (㎡)	スプリンクラー設 備(1㎡あたり) (円)	自動火災報知設備 (円)	消防機関へ通報する火 災報知設備 (円)	消火ポンプユニット等 (円)	
A	B	C	D	E	F	G
寄附金その他の収入 額 (円)	対象経費の実支出予定額 (A - H) (円)	補助金の額 (奈良市補助額) (円)	奈良市補助金受入済額 (円)	差引過不足額 (J - L) (円)		
H	I	J	L	M		

(注) 1 A欄には、スプリンクラー等整備費の額を記入すること。2 B欄の、延べ床面積については、小数点第1位を四捨五入すること。  
2 B欄の、延べ床面積については、小数点第1位を四捨五入すること。  
3 J欄には、A欄、G欄、I欄の金額を比較していずれか低い額を記入すること。

(その2)

精算額算出内訳書  
(防災改修等事業)

総事業費 (円) A	補助対象経費の支支出額 (円) B	寄附金その他の収入額 (円) C	差引額 (A-C) (円) D	補助金の額 (円) E

(注) 1 A欄には、防災改修等事業費の額を記入すること。  
2 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額を記入すること。

(その3)

精算額算出内訳書  
(換気設備設置事業)

総事業費 (円)	寄附金その 他の収入額 (円)	差引額 (A-B) (円)	交付基礎単価 (円)	整備面積 (㎡)	基準額 (D × E) (円)	対象経費実支 出予定額 (円)	遡定額 (FとGの 少ない方の額) (円)	補助所要額 (Cと Hの少ない方の 額) (円)	補助所要額 (円)
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
			4,000						

(注) 1 A欄には、換気設備設置事業費の額を記入すること。  
2 E欄には、施設延べ床面積 (奈良市が必要と認めた面積) を記入すること。  
3 J欄には、I欄と内示の額を比較していずれか低い額を記入すること。

(その4)

精算額算出内訳書  
(非常用自家発電設備整備事業)

総事業費 (円)	補助対象経費の支出 額(円)	寄附金その他の収入 額(円)	差引額(A-C) (円)	補助金の額(国負 担) (円)	補助金の額(市負 担) (円)
A	B	C	D	E	F

(注) 1 A欄には、非常用自家発電設備整備事業費の額を記入すること。

2 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に2分の1を乗じた額を記入すること。

3 F欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に4分の1を乗じた額を記入すること。

(その5)

精算額算出内訳書  
(防犯対策・安全対策強化事業)

総事業費 (円)	補助対象経費の実支 出額 (円)	寄附金その他の収入 額 (円)	差引額 (A-C) (円)	補助金の額 (国負担) (円)	補助金の額 (市負 担) (円)
A	B	C	D	E	F

- (注)
- 1 A欄には、ブロック等改修整備事業費の総額を記入すること。
  - 2 B欄には、総事業費のうち、ブロック等の撤去に要する費用の額を記入すること。
  - 3 E欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/2を乗じた額を記入すること。
  - 4 F欄には、B欄及びD欄の額を比較していずれか低い額に1/4を乗じた額を記入すること。
  - 5 E欄とF欄の合計額は、内示による補助金額を限度とする。

第6号様式(第11条関係)

(その1)

事業実績報告書  
(スプリンクラー設備整備事業)

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

- ア 名称:
- イ 運営法人:
- ウ 所在地:
- エ 定員数: 定員 人 (ユニット数: )

(2) 事業の目的及び効果

- ア 目的:
- イ 効果:

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地の所有関係 ( 自己所有 ・ 借地 ) ※いずれかを○で囲んでください。
- イ 建物の所有関係 ( 自己所有 ・ 借家 ) ※いずれかを○で囲んでください。
- ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>

(2) 財源内訳

- ア 補助金 円
- イ 補助事業者負担金 円
- (内訳) 寄附金 円
- 借入金 円
- ウ 合計 円

(3) 施工期間

- ア 契約年月日 年 月 日
- イ 着工年月日 年 月 日
- ウ 竣工年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

- ア 工事請負契約書 (原本写)
- イ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し (領収書等の写し)
- ウ 建物内外主要部分写真 (工事着工前及び着工後)
- エ 消防用設備等検査済書 (写)
- オ その他市長が必要と認める書類

(その2)

事業実績報告書  
(防災改修等事業)

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

- ア 名称：
- イ 運営法人：
- ウ 所在地：
- エ 定員数：定員 人 (ユニット数： )

(2) 事業の目的及び効果

- ア 目的：
- イ 効果：

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地の所有関係 ( 自己所有 ・ 借地 ) ※いずれかを○で囲んでください。
- イ 建物の所有関係 ( 自己所有 ・ 借家 ) ※いずれかを○で囲んでください。
- ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>

(2) 財源内訳

- ア 補助金 円
- イ 補助事業者負担金 円
- (内訳) 寄附金 円
- 借入金 円
- ウ 合計 円

(3) 施工期間

- ア 契約年月日 年 月 日
- イ 着工年月日 年 月 日
- ウ 竣工年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

- ア 工事請負契約書 (原本写)
- イ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し (領収書等の写し)
- ウ 建物内外主要部分写真 (工事着工前及び着工後)
- エ その他市長が必要と認める書類

(その3)

事業実績報告書  
(換気設備等設置事業)

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 整備の状況

施設延べ床面積 (㎡)

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 ㎡
- イ 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収地の別)
- ウ 建物の面積 建築面積 ㎡、延面積 ㎡
- エ 建物の構造 ( 造 階建)

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 (補助対象) 円
- イ 主体工事費 (補助対象外) 円
- ウ 小計 円
- エ その他の工事費 円
- オ 合計 円

(3) 財源内訳

- ア 補助金 円
- イ 寄附金 円
- ウ 設置者負担金 円
  - (内訳) 一般財源 (自己資金) 円
  - 移行時積立金 円
  - 借入 (福祉医療機構) 円
  - 借入 (市中銀行・協調融資) 円
  - 借入 (市中銀行・その他) 円
  - 借入 ( ) 円
- エ その他 ( ) 円
- オ 合計 円

(4) 施工実績

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日

オ 事業（供用）開始年月日

(5) その他参考事項

(添付書類)

ア 工事見積書の写し及び工事費費目別内訳書

イ 平面図及び立面図

ウ 各室ごとの面積を明らかにした表

エ その他参考となる資料

(その4)

事業実績報告書  
(非常用自家発電設備整備事業)

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

ア 名称:

イ 運営法人:

ウ 所在地:

エ 定員数: 定員 人 (ユニット数: )

(2) 事業の目的及び効果

ア 目的:

イ 効果:

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 敷地の所有関係 ( 自己所有 ・ 借地 ) ※いずれかを○で囲んでください。

イ 建物の所有関係 ( 自己所有 ・ 借家 ) ※いずれかを○で囲んでください。

ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>

(2) 財源内訳

ア 補助金 円

イ 補助事業者等負担金 円

(内訳) 寄附金 円

借入金 円

ウ 合計 円

(3) 施工期間

ア 契約年月日 年 月 日

イ 着工年月日 年 月 日

ウ 竣工年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

ア 工事請負契約書 (原本写)

イ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し (領収書等の写し)

ウ 建物内外主要部分写真 (工事着工前及び着工後)

エ その他市長が必要と認める書類

(その5)

事業実績報告書  
(防犯対策・安全対策強化事業)

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称、運営法人、所在地及び定員数

- ア 名称：
- イ 運営法人：
- ウ 所在地：
- エ 定員数：定員 人

(2) 事業の目的及び効果

- ア 目的：
- イ 効果：

2 事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地の所有関係（自己所有・借地）※いずれかを○で囲んでください。
- イ 建物の所有関係（自己所有・借家）※いずれかを○で囲んでください。
- ウ 建物の面積 延べ床面積 m<sup>2</sup>

(2) 財源内訳

- ア 補助金 円
- イ 補助事業者負担金 円
- (内訳) 寄附金 円
- 借入金 円
- ウ 合計 円

(3) 施工期間

- ア 契約年月日 年 月 日
- イ 着工年月日 年 月 日
- ウ 竣工年月日 年 月 日

(4) その他添付書類

- ア 工事請負契約書（原本写）
- イ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し（領収書等の写し）
- ウ 写真（工事着工前及び着工後）
- エ その他市長が必要と認める書類

(令和4年4月14日揭示済)

**奈良市告示第259号**

奈良市施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月14日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱****(目的)**

第1条 高齢者が住み慣れた地域において可能な限り継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備に必要な経費について、予算の範囲内において奈良市施設開設準備経費等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例（昭和47年奈良市条例第23号）及び奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

**(定義)**

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知別紙。以下「管理運営要領」という。）及び奈良県施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱（令和3年5月18日付介保第36号奈良県医療・介護保険局長通知。以下「県要綱」という。）において使用する用語の例による。

**(補助金の交付)**

第3条 補助金の交付は、次条から第12条までに定めるもののほか、管理運営要領及び県要綱の定めるところによる。

**(補助対象事業)**

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県要綱第2条に規定する補助事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業
- (2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援（以下「介護ロボット等導入支援」という。）
- (3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 県要綱第3条各号に該当する事業
- (2) 既に実施している事業

**(交付の要件)**

第5条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内において認知症高齢者グループホームを有し、及び運営していること。
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税（法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。）を滞納していないこと。
- (3) 運営に当たって、関係する法令、条例等を遵守していること。

**(補助対象経費)**

第6条 補助金の交付対象となる経費は、県要綱別表1の第5欄及び別表2の第4欄に定めるところによる。

**(交付額の算定方法)**

第7条 補助金の交付額の算定方法は、県要綱第4条に定めるところによる。

**(補助金交付申請の添付書類)**

第8条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 介護ロボット等導入計画書（別記第3号様式）（介護ロボット等導入支援の申請の場合に限る。）

- (4) 誓約書 (別記第 4 号様式)
- (5) 市税の滞納がないことの証明書 (申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類  
(補助金交付の条件)

第 9 条 この補助金の交付について、県要綱第 7 条第 3 号エ及び規則第 6 条第 1 項に定めるもののほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者 (以下「補助対象事業者」という。)は、県要綱第 7 条第 3 号エ (キ) の規定による報告は、消費税及び地方消費税法に係る仕入控除税額報告書 (別記第 5 号様式) により行うこと。
- (2) 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日 (補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後 5 年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を終了後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号) 第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
- (3) 補助対象事業者は、補助対象事業に着手した日の属する年度末までに事業を完了すること。
- (4) 補助対象事業者は、補助対象事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (5) 補助対象事業者は、補助対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けないこと。

(事業の変更・中止)

第 10 条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第 11 条に規定する補助事業等変更・中止 (廃止) 承認申請書に、必要に応じて第 8 条各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(実績報告の添付書類)

第 11 条 規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書 (別記第 6 号様式)
- (2) 事業実績報告書 (別記第 7 号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(介護ロボット等の導入効果等の報告)

第 12 条 介護ロボット等導入支援により導入した介護ロボット等については、補助対象事業が完了した日の属する年度を初年度として 3 年間、導入効果等を市長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、報告の対象となる各年度の翌年度 4 月末日までに介護ロボット等導入効果報告書 (別記第 8 号様式) を提出することにより行うものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 14 日から施行する。  
(奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設開設準備経費助成補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設開設準備経費助成補助金交付要綱 (平成 28 年奈良市告示第 334 号)
  - (2) 奈良市介護ロボット導入支援補助金交付要綱 (平成 28 年奈良市告示第 673 号)
  - (3) 奈良市介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入支援事業補助金交付要綱 (令和 3 年奈良市告示第 21 号)
- 3 前項の規定による廃止前の奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設開設準備経費助成補助金交付要綱、奈良

市介護ロボット導入支援補助金交付要綱及び奈良市介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業補助金交付要綱（以下これらを「廃止前の要綱」という。）の規定に基づき交付された補助金については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。

別記  
第1号様式(第8条関係)

申請額算出内訳書

- 介護施設等の施設開設準備経費支援事業
- 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

										(単位：円)	
総事業費	寄附金その他の収入額	差引額 (A-B)	交付基礎単 価	単位の数	基準額 (D×E)	対象経費実 支出予定額	適定額 (FとGの 少ない方の額)	補助基本額 (CとHの 少ない方の額)	補助所要額 (Iと内示の額の 少ない方の額)		
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		

- (注) 1 D欄には、累要綱別表1の第3欄により得た額を記入すること。  
2 H欄、I欄及びJ欄には、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。

- 定期借地権設定のための一時金の支援事業

										(単位：円)	
総事業費	寄附金その他の収入額	差引額 (A-B)	基準額		対象経費実 支出予定額	適定額 (DとEの 少ない方の額)	補助基本額 (CとFの 少ない方の額に 1/2を乗じた額)	補助所要額 (Gと内示の額の 少ない方の額)			
A	B	C	D		E	F	G	H			
			/								

- (注) 1 D欄には、累要綱別表2の第3欄により得た額を記入すること。  
2 F欄、G欄及びH欄には、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。

第2号様式(第8条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 開設区分
- (5) 入所(利用)定員数
- (6) 開設(予定)年月日

2 施設開設準備経費に係る計画

(1) 経費内訳

需用費	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
報酬	円
給料	円
職員手当	円
共済費	円
賃金	円
旅費	円
役務費	円
委託料	円
工事請負費	円
合計	円

(2) 財源内訳

補助金	円
設置者負担金	円
(内訳) 一般財源	円
借入金	円
寄附金	円
合計	円

3 その他参考事項

(添付書類)

- ア 補助対象経費の内容を示す資料(見積書の写し等)
- イ その他参考となる資料

【記載要領】

- ① 施設の種別の欄には、県要綱別表1及び別表2に掲げる対象施設を記入すること。
  - ② 開設区分の欄には、「新規開設」、「既存施設の定員増」又は「大規模修繕」のいずれかを記入すること。
  - ③ 既存施設の定員増の場合は、入所(利用)定員数の欄には増員数、開設(予定)年月日の欄には増員(予定)日を記入すること。
  - ④ 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事務所にあつては、入所(利用)定員数の欄には宿泊定員数を記入すること。
- ※ 計画変更の場合は、該当事項に下線を引き、変更に係る資料を添付すること。

第3号様式(第8条関係)

(その1)

介護ロボット等導入計画書(介護ロボット分)

年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先

法人名	事業所名	サービスの種別	利用定員数

導入後3年間の計画

【達成すべき目標】

導入予定時期	種別	製品名	台数
年 月 日 年 月 日			

【介護ロボットの使用計画】

○使用業務

\_\_\_\_\_  
<その他>

○使用頻度

\_\_\_\_\_

【介護ロボットの期待される導入効果】

\_\_\_\_\_  
<その他>

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(その2)

介護ロボット等導入計画書(ICT分)

年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先

法人名	事業所名		サービスの種別		
ICT機器の製品名	導入時期		導入台数		
	年 月 日				
事業所職員数					
	常勤		常勤	非常勤	常勤換算後
	専従	兼務			
① 職員数					
② ①のうち介護職員数					

【導入製品情報及び評価】

ICT機器の製品名	導入時期	導入台数
	年 月 日	
【ICT機器を導入する目的】		
【ICT機器の導入により期待される効果】		
(時間外勤務の激減、サービスの質の向上、多事業者間・多職種間の情報共有等具体的に書いてください。)		

第4号様式(第8条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者 所在地  
法人名  
代表者名

は、奈良市施設開設準備経費等支援事業補助金の交付申請に当たり、処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまでの期間)を超えて施設の運営及び管理を行うことを誓約します。

第5号様式(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者 住 所  
法人名  
代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市施設開設準備経費等支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 事業実績報告による精算額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)  
金 円

4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第6号様式 (第11条関係)

精算額算出内訳書

- 介護施設等の施設開設準備経費支援事業
- 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

										(単位：円)	
総事業費	寄附金その他の収入額	差引額 (A-B)	交付基礎単価	単位の数	基準額 (D×E)	対象経費実支出額	運定額 (FとGの少ない方の額)	補助基本額 (CとHの少ない方の額)	補助所要額 (Iと内示の額の少ない方の額)		
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		

- (注) 1 D欄には、県要綱別表1の第3欄により得た額を記入すること。  
 2 H欄、I欄及びJ欄には、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。

- 定期借地権設定のための一時金の支援事業

										(単位：円)	
総事業費	寄附金その他の収入額	差引額 (A-B)	/		基準額	対象経費実支出額	運定額 (DとEの少ない方の額)	補助基本額 (CとFの少ない方の額) 1/2を乗じた額	補助所要額 (Gと内示の額の少ない方の額)		
A	B	C			D	E	F	G	H		

- (注) 1 D欄には、県要綱別表2の第3欄により得た額を記入すること。  
 2 F欄、G欄及びH欄には、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。

第7号様式(第11条関係)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 開設区分
- (5) 入所(利用)定員数
- (6) 開設(予定)年月日

2 施設開設準備経費に係る計画

(1) 経費内訳

需用費	円
使用料及び賃借料	円
備品購入費	円
報酬	円
給料	円
職員手当	円
共済費	円
賃金	円
旅費	円
役務費	円
委託料	円
工事請負費	円
合計	円

(2) 財源内訳

補助金	円
設置者負担金	円
(内訳) 一般財源	円
借入金	円
寄附金	円
合計	円

3 その他参考事項

(添付書類)

- ア 補助対象経費の内容を示す資料(見積書の写し等)
- イ その他参考となる資料

**【記載要領】**

- ① 施設の種別の欄には、県要綱別表1及び別表2に掲げる対象施設を記入すること。
  - ② 開設区分の欄には、「新規開設」、「既存施設の定員増」又は「大規模修繕」のいずれかを記入すること。
  - ③ 既存施設の定員増の場合は、入所（利用）定員数の欄には増員数、開設（予定）年月日の欄には増員（予定）日を記入すること。
  - ④ 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事務所にあつては、入所（利用）定員数の欄には宿泊定員数を記入すること。
- ※ 計画変更の場合は、該当事項に下線を引き、変更に係る資料を添付すること。

第8号様式(第12条関係)

(その1)

介護ロボット等導入効果報告書(介護ロボット分)

年 月 日

報告担当者職・氏名

報告担当者連絡先

法人名	事業所名	サービスの種別
介護ロボットの種別	介護ロボットの製品名	
介護ロボット導入時期	導入台(セット)数	
年 月 日		
<p><b>【介護ロボットの活用状況】</b></p> <p>○活用業務                  ( ) ( ) ( )                  ( ) ( ) ( )</p> <p>○活用頻度                  ( )</p>		
<p><b>【介護ロボットの導入効果】</b></p> <p>( ) ( ) ( )</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
<p><b>【介護ロボットの導入に関する課題】</b></p> <p>( ) ( ) ( )</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		

介護ロボット導入効果報告書（167分）

A. 事業者の基本情報

女1. 法人名 \_\_\_\_\_

女2. 事業所所在都道府県 \_\_\_\_\_

女3. サービス種別 \_\_\_\_\_

女4. 利用形態 \_\_\_\_\_

報告担当部署・氏名 \_\_\_\_\_

報告担当者連絡先 \_\_\_\_\_

年月日 \_\_\_\_\_

女2. 事業所名 \_\_\_\_\_

女4. 事業所所在地市区町村 \_\_\_\_\_

女7. 施設名 \_\_\_\_\_

※「介護サービス提供体制システム」に記録している「利用者の人数」をご記載ください。

※「介護サービス提供体制システム」に記録ください。ただし、期間サービスにおいて、新着機を初期稼働前に置かない職員は稼働時間中にカウントせず「1」として計算してください。  
(稼働時間職員のみならず、業務上IC下稼働を認める全ての者をカウントしてください。)

B. 導入業務の種類及び稼働（単位ごとに記入ください。女性：記入にあたっては「作成上の共通」を必ずご参照ください。

No.	※1. 新製品種別 (メーカー名)	※2. ベンダー名	※3. 製品名 (メーカー名)	※4. 導入内容（介護ソフトの種類）			※5. 介護ソフトを使用している業務			※6. 本製品を選んだ理由や使った際の感想
				※7. 導入種別 (1ヶ月あたり)	※8. 稼働時間 (1ヶ月あたり)	※9. 稼働人数 (1ヶ月あたり)	※10. PC ネットワーク	※11. ネットワーク タブレット	※12. その他 スマートフォン	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										

C. 導入効果

1. ICT導入により稼働率(※)の稼働が増えたか。 \_\_\_\_\_

(※) 稼働率の記入など、直接ケアにあたりない業務をいいます。

2. ICT導入によりケア記録等の業務(※)の量を削減することができたか。 \_\_\_\_\_

(※) サービス提供記録、アクセス情報記録、アクセス履歴やモニタリングに関する記録等、事業所の作成・伝達する記録をいいます。

3. ICT導入により、業務所外との連携業務が増えたか。 \_\_\_\_\_

4. ICT導入により、業務所の記録入力等の業務負担が減少したか。 \_\_\_\_\_

5. その他ICT導入による効果・課題 \_\_\_\_\_

2. ICT導入により1人あたりの稼働業務の時間は短縮されたか。 \_\_\_\_\_分 (※1人あたりの平均)

(※) 0-100分に、稼働の業務の記入など、直接ケアにあたりない業務をいいます。

4. ICT導入により、どのくらいのケア記録等の業務(※)を削減できたか。 \_\_\_\_\_ (※1事業所あたり1か月の平均)

(※) 0-100分に、サービス提供記録、アクセス情報記録、アクセス履歴やモニタリングに関する記録等、事業所の作成・伝達する記録をいいます。

6. ICT導入により、業務所外(※)との連携業務が増えたか。 \_\_\_\_\_

7. ICT導入により、業務所の記録入力等の業務負担が増えたか。 \_\_\_\_\_

D. 業務の利便状況

1-1. 記録から検索までが一気通貫となっているか。 \_\_\_\_\_

1-2. 一覧表示となっていない理由 \_\_\_\_\_

2-1. 標準仕様を適用している場合、応用した部分 \_\_\_\_\_

2-2. 標準仕様を適用していない場合、適用しない理由 \_\_\_\_\_

2-1. 標準仕様を導入し、適用しているか。 \_\_\_\_\_

注 自由に作成上の記載を記載する。

(令和4年4月14日揭示済)

**奈良市告示第260号**

奈良市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月14日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 高齢者が住み慣れた地域において可能な限り継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備に必要な経費について、予算の範囲内において奈良市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例（昭和47年奈良市条例第23号）及び奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長通知別紙。以下「管理運営要領」という。）及び奈良県地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金交付要綱（令和3年5月18日付介保第36号奈良県医療・介護保険局長通知別紙。以下「県要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付は、次条から第12条までに定めるもののほか、管理運営要領及び県要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県要綱第2条第1項各号に規定する補助事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業（県要綱第2条第1号アに掲げる事業に限る。以下同じ。）
- (2) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（以下「感染拡大防止対策支援事業」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 建物を賃借して実施する事業（地域密着型サービス等助成事業に限る。）
- (2) 県要綱第2条第2項各号に該当する事業

(補助対象施設等)

第5条 補助金の対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）は、次に掲げる施設等とする。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 認知症高齢者グループホーム
- (2) 感染拡大防止対策支援事業 県要綱第2条第1項第3号ア（イ）に掲げる対象施設等（生活支援ハウスを除く。）

(交付の要件)

第6条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内において補助対象施設等を有し、及び運営していること。
- (2) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税（法人の市民税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税並びに事業所税をいう。）を滞納していないこと。
- (3) 運営に当たって、関係する法令、条例等を遵守していること。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費は、県要綱第3条に定めるところによる。

2 地域密着型サービス等整備助成事業については、次に掲げる費用は補助の対象としない。

- (1) 土地の買収、整地、造園及び道理敷設に要する費用
- (2) 門、柵及び塀に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (5) その他施設整備として適当でないと市長が認める費用  
(交付額の算定方法)

第8条 補助金の交付額の算定方法は、県要綱第4条に定めるところによる。

(補助金交付申請の添付書類)

第9条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書 (別記第1号様式)
- (2) 事業計画書 (別記第2号様式)
- (3) 誓約書 (別記第3号様式)
- (4) 市税の滞納がないことの証明書 (申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第10条 この補助金の交付について、県要綱第7条第1項第2号⑤及び規則第6条第1項に定めるもののほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者 (以下「補助対象事業者」という。) は、県要綱第7条第1項第2号⑤コの規定による報告について、消費税及び地方消費税法に係る仕入控除税額報告書 (別記第4号様式) により行うこと。
  - (2) 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日 (補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を終了後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号) 第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。
  - (3) 補助対象事業者は、補助対象事業に着手した日の属する年度末までに事業を完了すること。
  - (4) 補助対象事業者は、補助対象事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
  - (5) 補助対象事業者は、補助対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金又は日本自転車振興会、日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金を受けないこと。
  - (6) 地域密着型サービス等整備助成事業については、事業の完了から10年以上、補助対象施設等の運営を継続して行うこと。
- 2 市長は、補助対象事業者が前項各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(事業の変更・中止)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第11条に規定する補助事業等変更・中止 (廃止) 承認申請書に、必要に応じて第9条各号に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

(実績報告の添付書類)

第12条 規則第14条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書 (別記第5号様式)
- (2) 事業実績報告書 (別記第6号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月14日から施行する。  
(奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設整備費補助金交付要綱及び奈良市介護施設等における簡易陰圧装置設置事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設整備費補助金交付要綱（平成28年奈良市告示第333号）は、廃止する。
  - (2) 奈良市介護施設等における簡易陰圧装置設置事業補助金交付要綱（令和2年奈良市告示第501号）は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の奈良市小規模多機能型居宅介護事業所等施設整備費補助金交付要綱及び奈良市介護施設等における簡易陰圧装置設置事業補助金交付要綱（以下これらを「廃止前の要綱」という。）の規定に基づき交付された補助金については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。

別記  
第1号様式(第9条関係)

申請額算出内訳書

(単位:円)

総事業費	寄附金その他の収入額	差引額 (A-B)	交付基礎単価	単位の数	基準額 (D×E)	対象経費実支出予定額	選定額 (FとGの少ない方の額)	補助基本額 (CとHの少ない方の額)	補助所要額 (Iと内示の額の少ない方の額)	J
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	

(注) H欄、I欄及びJ欄には、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。

第2号様式(第9条関係)

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 整備予定の単位の数

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 m<sup>2</sup>
- イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- ウ 建物の面積 建築面積 m<sup>2</sup>、延面積 m<sup>2</sup>
- エ 建物の構造( 造 階建)

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費(補助対象) 円
- イ 主体工事費(補助対象外) 円
- ウ 小計 円
- エ その他の工事費 円
- オ 合計 円

(3) 財源内訳

- ア 補助金 円
- イ 寄附金 円
- ウ 設置者負担金 円
  - (内訳) 一般財源(自己資金) 円
  - 移行時積立金 円
  - 借入(福祉医療機構) 円
  - 借入(市中銀行・協調融資) 円
  - 借入(市中銀行・その他) 円
  - 借入(  ) 円
- エ その他(  ) 円
- オ 合計 円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約(予定)年月日
- ウ 着工(予定)年月日
- エ 竣工(予定)年月日
- オ 事業(供用)開始(予定)年月日

(5) その他参考事項

(添付書類)

- ア 入札結果、工事見積書の写し及び工事費費目別内訳書

- イ 配置図、平面図及び立面図
- ウ 各室ごとの面積を明らかにした表
- エ 工事工程表
- オ 誓約書（別紙）
- カ その他市長が必要と認める書類

第3号様式(第9条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者 所在地  
法人名  
代表者名

は、奈良市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金の交付申請に当たり、処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまでの期間)を超えて施設の運営及び管理を行うことを誓約します。

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 奈良市長

事業者 住 所  
法人名  
代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付の決定を受けた奈良市地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称
- 2 事業実績報告による精算額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額) 金 円
- 4 添付書類  
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

第5号様式 (第12条関係)

精算額算出内訳書

(単位：円)

総事業費	寄附金その他の収入額	差引額 (A-B)	交付基礎単 価	単位の数	基準額 (D× E)	対象経費 実支出額	逸定額 (FとGの 少ない方の 額)	補助基本額 (CとHの 少ない方の 額)	補助所要額 (Iと内示の額 の少ない方の 額)	J
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	

(注) H欄、I欄及びJ欄には、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記入すること。

第6号様式(第12条関係)

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 整備した単位の数

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 m<sup>2</sup>
- イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収地の別)
- ウ 建物の面積 建築面積 m<sup>2</sup>、延面積 m<sup>2</sup>
- エ 建物の構造( 造 階建)

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費(補助対象) 円
- イ 主体工事費(補助対象外) 円
- ウ 小計 円
- エ その他の工事費 円
- オ 合計 円

(3) 財源内訳

- ア 補助金 円
- イ 寄附金 円
- ウ 設置者負担金 円
  - (内訳) 一般財源(自己資金) 円
  - 移行時積立金 円
  - 借入(福祉医療機構) 円
  - 借入(市中銀行・協調融資) 円
  - 借入(市中銀行・その他) 円
  - 借入( ) 円
- エ その他( ) 円
- オ 合計 円

(4) 施工実績

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業(供用)開始年月日

(5) その他参考事項

(添付書類)

- ア 工事請負契約書（原本の写し）
- イ 対象事業に要した費用を支払ったことを証する書類の写し（領収書等の写し）
- ウ 建物内外主要部分写真（工事着工前及び着工後）
- エ その他市長が必要と認める書類

(令和4年4月14日揭示済)

## 公 平 委 員 会

### 奈良市公平委員会規則第2号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月22日

奈良市公平委員会  
委員長 山 寄 健 二

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「理事」を「理事 子どもセンター所長」に、「東部振興監」を「東部振興監 センター次長」に、「及び行財政改革推進室主任」を「、行革推進係長及び主任」に改め、同表監査委員事務局の項中「局長」を「局長 主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年4月22日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市企業局管理規程第17号

奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月26日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局工事検査規程の一部を改正する規程

奈良市企業局工事検査規程（昭和62年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「工事請負契約」の次に「並びに委託契約（役務の提供に係るものを除く。以下同じ。）及び修繕契約（以下「工事等契約」という。）」を加える。

第2条第1号中「工事主管課長」を「工事等主管課長」に改め、「施行」の次に「又は委託契約若しくは修繕契約の履行」を加える。

第4条第4号中「工事主管課長」を「工事の施行を主管する課（これに相当するものを含む。第5条第2項及び第18条において「工事主管課」という。）の長（第17条及び第18条において「工事主管課長」という。）」に改める。

第5条第1項中「工事の請負契約」を「工事等契約」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 契約金額が1,000万円を超える委託契約及び修繕契約のうち、水道計画課長が必要と認めるもの

第5条第2項中「に規定する契約」を「第1号及び第2号に掲げる契約（以下「検査対象工事契約」という。）」に改める。

第6条中「工事主管課長」を「工事等主管課長」に改め、「設計書」の次に「（検査対象工事契約に係る検査に限る。）」を加える。

第7条中「工事検査執行通知書」を「検査執行通知書」に、「工事主管課長」を「工事等主管課長」に改める。

第8条中「検査員は、」の次に「検査対象工事契約に係る検査については」を、「基づき」の次に「、第5条第1項

第3号に掲げる契約（以下「検査対象委託等契約」という。）に係る検査については設計図書等に基づき」を加える。

第9条中「監督員」を「工事監督員（検査対象委託等契約に係る検査にあつては、当該契約担当者をいう。次条において同じ。）」に改める。

第10条中「監督員」を「工事監督員」に改める。

第12条の見出し中「工事の」を削り、同条中「施行」の次に「又は委託契約若しくは修繕契約の履行」を加え、「手直し工事検査報告書」を「手直し等検査報告書」に、「手直し工事等指示書」を「手直し等指示書」に、「工事主管課長」を「工事等主管課長」に改める。

第13条第1項中「工事主管課長」を「工事等主管課長」に、「手直し工事等完了届」を「手直し等完了届」に、「手直し工事等完了検査依頼書」を「手直し等完了検査依頼書」に改める。

第14条中「施行」の次に「又は委託契約若しくは修繕契約の履行」を加え、「工事しゅん工検査成績調書」を「しゅん工検査成績調書」に改める。

第15条の見出し中「工事検査結果通知書」を「検査結果通知書」に改め、同条中「工事検査結果通知書」を「検査結果通知書」に、「工事主管課長」を「工事等主管課長」に改める。

第16条中「工事請負契約」を「工事等契約」に改める。

第17条中「監督員」を「工事監督員」に改める。

第18条中「第11条」を「、第11条」に、「及び工事主管課長」を「及び工事等主管課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市企業局工事検査規程の規定は、この規程の施行の日以後に締結する工事請負契約並びに委託契約（役務の提供に係るものを除く。）及び修繕契約（以下この項において「工事等契約」という。）に係る検査について適用し、同日前に締結した工事等契約に係る検査については、なお従前の例による。

(奈良市企業局組織規程の一部改正)

3 奈良市企業局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「契約」の次に「(以下この項において「工事等契約」という。）」を加え、同項第2号中「工事、修繕及び委託（役務の提供を除く。）契約」を「工事等契約」に改め、同項第8号中「工事検査」を「工事等契約に係る検査」に改め、同項第10号中「上下水道工事の」を「工事等契約に係る」に改める。

(奈良市企業局事務専決規程の一部改正)

4 奈良市企業局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「工事検査員」を「工事等の検査員」に改める。

(令和4年4月26日掲示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月20日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会処務規則（昭和27年奈良市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1章及び第2章の章名を削る。

第7条第2項を削る。

第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年4月20日揭示済)